

令和7年度
(2025年度)

金沢市議会12月定例月議会議案

目

次

議案番号	件名	頁
議案第41号	令和7年度金沢市一般会計補正予算（第5号）	1
議案第42号	令和7年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第1号）	7
議案第43号	令和7年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	8
議案第44号	金沢市こどもアート工房みたに条例制定について	10
議案第45号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	13
議案第46号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	17
議案第47号	金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について	38
議案第48号	金沢市手数料条例の一部改正について	40
議案第49号	金沢市印鑑条例の一部改正について	41
議案第50号	金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	42
議案第51号	金沢市火災予防条例の一部改正について	48
議案第52号	工事請負契約の締結について（粟崎地区液状化防止対策工事（1－1工区））	50
議案第53号	財産の取得について（金沢市北部共同調理場学校給食用洗浄システム機器）	51
議案第54号	市道の路線認定について	52
議案第55号	石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置について	53
報告第30号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	57

令和7年度金沢市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度金沢市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,412,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,194,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。
(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山卓

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金		千円 298,973	千円 12,500	千円 311,473
	1. 負 担 金	298,973	12,500	311,473
16. 国 庫 支 出 金		41,915,079	996,578	42,911,657
	1. 国 庫 負 担 金	32,432,857	945,150	33,378,007
	2. 国 庫 補 助 金	9,383,785	51,428	9,435,213
17. 県 支 出 金		16,572,701	246,414	16,819,115
	1. 県 負 担 金	11,030,616	206,475	11,237,091
	2. 県 補 助 金	4,110,601	35,939	4,146,540
	3. 委 託 金	1,431,484	4,000	1,435,484
20. 繰 入 金		4,917,431	11,500	4,928,931
	2. 基 金 繰 入 金	4,709,110	11,500	4,720,610
21. 繰 越 金		1,780,547	2,343,590	4,124,137
	1. 繰 越 金	1,780,547	2,343,590	4,124,137
22. 諸 収 入		7,023,183	45,700	7,068,883
	6. 雜 入	5,992,906	45,700	6,038,606
23. 市 債		12,887,500	756,100	13,643,600
	1. 市 債	12,887,500	756,100	13,643,600
歳 入 合 計		211,781,880	4,412,382	216,194,262

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		905,818 千円	△ 625 千円	905,193 千円
	1. 議会費	905,818	△ 625	905,193
2. 総務費		17,664,153	543,709	18,207,862
	1. 総務管理費	12,940,780	379,426	13,320,206
	2. 徴税費	2,131,537	109,270	2,240,807
	3. 戸籍住民基本台帳費	1,615,026	34,593	1,649,619
	4. 選挙費	566,925	8,743	575,668
	5. 統計調査費	310,659	4,628	315,287
	6. 監査委員費	99,226	7,049	106,275
3. 民生費		85,972,960	1,358,601	87,331,561
	1. 社会福祉費	19,840,387	652,798	20,493,185
	2. 老人福祉費	16,429,506	60,652	16,490,158
	3. 児童福祉費	41,066,566	322,725	41,389,291
	4. 生活保護費	8,384,101	322,426	8,706,527
4. 衛生費		21,009,512	379,955	21,389,467
	1. 保健衛生費	11,702,583	132,531	11,835,114
	2. 環境衛生費	2,404,377	139,763	2,544,140
	3. 清掃費	6,902,552	107,661	7,010,213
5. 労働費		246,557	18,370	264,927
	1. 労働福祉費	246,557	18,370	264,927
6. 農林水産業費		3,699,233	412,683	4,111,916
	1. 農業費	2,700,747	384,796	3,085,543
	2. 林業費	957,690	27,887	985,577

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		千円 4,050,791	千円 119,316	千円 4,170,107
	1. 商工費	4,050,791	119,316	4,170,107
8. 土木費		21,567,156	307,110	21,874,266
	1. 土木管理費	1,536,377	41,294	1,577,671
	2. 道路橋りょう費	6,962,448	98,913	7,061,361
	3. 河川費	1,198,917	25,942	1,224,859
	5. 都市計画費	10,207,335	79,234	10,286,569
	6. 住宅費	896,742	61,727	958,469
9. 消防費		6,161,736	142,669	6,304,405
	1. 消防費	6,161,736	142,669	6,304,405
10. 教育費		28,284,285	647,407	28,931,692
	1. 教育総務費	3,251,119	57,350	3,308,469
	2. 小学校費	3,068,685	144,186	3,212,871
	3. 中学校費	1,747,641	180,775	1,928,416
	4. 高等学校費	895,298	△ 4,593	890,705
	5. 大学費	2,134,729	1,168	2,135,897
	6. 社会教育費	7,558,979	82,839	7,641,818
	7. 保健体育費	9,627,834	185,682	9,813,516
11. 災害復旧費		3,940,550	483,187	4,423,737
	1. 災害復旧費	3,940,550	483,187	4,423,737
歳出合計		211,781,880	4,412,382	216,194,262

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2. 総務費			千円 3,100	千円 30,100
	1. 総務管理費	文化施設事業	3,100	30,100
4. 衛生費				90,000
	2. 環境衛生費	環境保全事業		90,000
7. 商工費				63,600
	1. 商工費	商業振興事業		63,600
10. 教育費			146,000	345,400
	3. 中学校費	学校建設事業		111,400
	6. 社会教育費	文化財保護事業		30,000
	7. 保健体育費	体育施設事業		58,000

第3表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
こどもアート工房みたに 管理運営費		千円	令和8年度	千円 11,400

第4表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公 共 事 業 等	千円 2,308,900	千円 2,328,000
災 害 復 旧 事 業	2,332,400	2,538,700
地 域 活 性 化 事 業	699,700	1,012,000
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	1,443,000	1,456,000
脱 炭 素 化 推 進 事 業	371,800	577,200
合 計	12,887,500	13,643,600

議案第42号

令和7年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度金沢市の水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度金沢市の水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 事 業 費 用	8,842,266千円	120,074千円	8,962,340千円
第1項 営 業 費 用	8,385,596千円	120,074千円	8,505,670千円
外に当年度予定利益	468,432千円	△ 120,074千円	348,358千円
合 計	9,310,698千円	0千円	9,310,698千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,009,147千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,036,643千円」に、「過年度分損益勘定留保資金874,361千円」を「過年度分損益勘定留保資金901,857千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
收 入			
外に過年度分損益勘定留保資金	874,361千円	27,496千円	901,857千円
合 計	7,807,692千円	27,496千円	7,835,188千円
支 出			
第2款 資 本 的 支 出	7,807,692千円	27,496千円	7,835,188千円
第1項 建 設 改 良 費	7,121,573千円	27,496千円	7,149,069千円
合 計	7,807,692千円	27,496千円	7,835,188千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職 員 給 与 費	1,182,009千円	147,570千円	1,329,579千円

令和7年12月2日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第43号

令和7年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度金沢市の下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度金沢市の下水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（3） 主要な建設改良事業			
雨水関連施設	821,300千円	25,000千円	846,300千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 事 業 費 用	16,626,514千円	151,833千円	16,778,347千円
第1項 営 業 費 用	14,349,360千円	151,833千円	14,501,193千円
外に当年度予定利益	524,657千円	△ 151,833千円	372,824千円
合 計	17,151,171千円	0千円	17,151,171千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,832,677千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,863,677千円」に、「過年度分損益勘定留保資金538,306千円」を「過年度分損益勘定留保資金569,306千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
收 入			
外に過年度分損益勘定留保資金	538,306千円	31,000千円	569,306千円
合 計	25,351,336千円	31,000千円	25,382,336千円
支 出			
第2款 資 本 的 支 出	25,351,336千円	31,000千円	25,382,336千円
第1項 建 設 改 良 費	16,172,114千円	31,000千円	16,203,114千円
合 計	25,351,336千円	31,000千円	25,382,336千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	814,740千円	87,833千円	902,573千円

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山卓

議案第44号

金沢市こどもアート工房みたに条例制定について

金沢市こどもアート工房みたに条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山卓

金沢市こどもアート工房みたに条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、自由な発想による表現活動を通した子ども（おおむね乳幼児期にある者をいう。以下同じ。）の情操を培うための教育（以下「子どもの情操教育」という。）の推進を通じて、感性及び創造性の豊かな子どもの成長に資するため、こどもアート工房を設置する。

(名称及び位置)

第2条 こどもアート工房の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢市こどもアート工房みたに

(2) 位置 金沢市宮野町ホ79番地

(事業)

第3条 金沢市こどもアート工房みたに（以下「こどもアート工房」という。）は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 子どもの情操教育を推進するための事業の企画及び実施に関すること。

(2) 子どもの情操教育に係る人材の育成を図るための研修会、講座等の開催に関するこ

(3) 子どもの情操教育に係る情報の提供に関するこ

(4) こどもアート工房の施設及び設備の提供に関するこ

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこ

(職員)

第4条 こどもアート工房に、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第5条 こどもアート工房の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 こどもアート工房の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の承認)

第7条 こどもアート工房のアトリエ又は屋外広場（以下「アトリエ等」という。）を独占して使用しようとするものは、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、アトリエ等の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備、展示品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他市長が使用を不適当であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定により使用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、アトリエ等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(損害の賠償)

第10条 こどもアート工房を利用する者は、こどもアート工房の建物、設備、展示品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市

長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 アトリエ等の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案の趣旨

自由な発想による表現活動を通した子どもの情操を培うための教育の推進を通じて、感性及び創造性の豊かな子どもの成長に資するため、金沢市こどもアート工房みたにを設置する。

議案第45号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山卓

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第8条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第10条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「310,000円」を「310,800円」に改め、同条第6項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第12条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。ただし、同条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第4項の規定は、同年4月1日から適用する。

(期末手当等の内扱)

第2条 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正前の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当並びに第11条の規定による改正前の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当及び期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当並びに第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定による初任給調整手

当及び期末手当の内扱とみなす。

提案の趣旨

令和7年人事院勧告を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合及び病院事業管理者の初任給調整手当の上限額を改める。

議案第46号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山卓

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第1号中「310,000円」を「310,800円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改め、同項第3号中「50,800円」を「51,300円」に改める。

第13条第2項第2号の表中「7,100円」を「7,300円」に、「8,200円」を「8,500円」に、「9,300円」を「9,700円」に、「10,500円」を「10,950円」に、「11,700円」を「12,200円」に、「12,900円」を「13,500円」に、「14,100円」を「14,750円」に、「15,300円」を「16,000円」に、「16,450円」を「17,250円」に、「17,600円」を「18,500円」に、「18,700円」を「19,700円」に、「19,850円」を「20,950円」に、「21,000円」を「22,200円」に、「22,150円」を「23,450円」に、「23,300円」を「24,700円」に、「24,400円」を「25,900円」に、「25,150円」を「27,200円」に、「25,900円」を「28,500円」に、「26,600円」を「29,800円」に、「27,300円」を「31,050円」に、「28,000円」を「32,300円」に、「28,750円」を「33,600円」に、「29,500円」を「34,900円」に、「30,200円」を「36,200円」に、「30,900円」を「37,450円」に、「31,600円」を「38,700円」に改める。

第19条第1項中「9,150円」を「9,600円」に改める。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号 級	給料月額							
	1	196,400	242,800	277,200	310,800	333,700	368,000	422,000	473,400	527,000
	2	197,500	244,100	278,200	312,300	335,500	369,700	424,000	478,700	533,700
	3	198,700	245,500	279,200	313,700	337,300	371,300	425,900	483,600	538,800
	4	199,800	246,900	280,200	315,100	339,000	372,900	427,700	488,300	543,000
	5	200,900	248,300	281,200	316,500	340,700	374,500	429,500	492,300	546,400
	6	202,600	249,700	282,200	317,600	342,400	376,300	431,300	495,700	549,700
	7	204,300	251,100	283,100	318,600	344,100	377,800	433,100	498,600	552,600
	8	205,900	252,500	284,100	319,800	345,700	379,400	434,900	501,100	555,100
	9	207,400	253,900	285,100	321,000	347,300	380,700	436,500	503,100	557,100
	10	209,100	255,100	286,100	322,600	349,000	382,300	438,000		
	11	210,700	256,400	287,100	324,200	350,700	383,900	439,500		
	12	212,300	257,700	288,100	325,800	352,300	385,400	441,000		
	13	213,800	258,900	289,100	327,200	353,800	387,300	442,500		
	14	215,500	260,100	290,400	328,800	355,400	389,200	443,800		
	15	217,200	261,300	291,700	330,500	357,000	391,100	445,100		
	16	218,900	262,500	292,900	332,100	358,500	393,000	446,300		
	17	220,100	263,600	294,100	333,500	359,900	394,500	447,500		
	18	221,700	264,700	295,400	335,200	361,700	396,300	448,800		
	19	223,300	265,800	296,600	336,800	363,300	398,000	450,100		
	20	224,800	267,000	297,900	338,400	364,900	399,600	451,300		
	21	226,300	267,900	298,900	339,800	366,000	401,300	452,500		
	22	227,900	268,900	300,100	341,500	367,500	402,700	453,300		
	23	229,500	269,900	301,300	343,200	369,000	404,100	454,100		
	24	231,100	270,900	302,600	344,800	370,500	405,500	455,000		
	25	232,700	271,900	303,900	346,000	372,200	406,900	455,600		
	26	234,400	272,800	304,900	347,900	374,000	408,100	456,200		
	27	235,800	273,600	305,900	349,600	375,600	409,300	456,800		
	28	237,100	274,500	306,900	351,200	377,300	410,300	457,400		
	29	238,400	275,300	308,000	352,700	378,700	411,400	458,100		
	30	239,500	276,100	309,200	354,300	380,000	412,600	458,900		
	31	240,600	276,900	310,300	355,900	381,200	413,700	459,300		
	32	241,700	277,600	311,500	357,500	382,600	414,800	460,000		
	33	242,800	278,300	312,600	359,200	383,700	415,500	460,500		
	34	243,700	279,100	313,900	361,100	384,600	416,200	460,900		
	35	244,600	279,900	315,200	362,900	385,600	416,800	461,300		
	36	245,600	280,500	316,500	364,700	386,600	417,500	461,700		

37	246, 600	281, 200	317, 700	366, 200	387, 400	418, 100	462, 100		
38	247, 500	282, 000	319, 000	367, 600	388, 300	418, 700	462, 400		
39	248, 400	282, 700	320, 300	369, 000	389, 200	419, 200	462, 700		
40	249, 200	283, 400	321, 600	370, 400	390, 000	419, 600	463, 000		
41	250, 000	284, 100	322, 900	371, 900	390, 800	420, 000	463, 300		
42	250, 700	284, 800	324, 100	372, 700	391, 600	420, 200	463, 600		
43	251, 300	285, 500	325, 400	373, 600	392, 500	420, 500	463, 900		
44	251, 900	286, 200	326, 500	374, 600	393, 200	420, 800	464, 200		
45	252, 600	286, 900	327, 400	375, 500	393, 900	421, 100	464, 500		
46	253, 200	287, 500	328, 700	376, 600	394, 600	421, 400			
47	253, 800	288, 200	330, 100	377, 500	395, 300	421, 700			
48	254, 400	288, 800	331, 400	378, 500	396, 000	422, 000			
49	254, 900	289, 500	332, 500	379, 400	396, 500	422, 200			
50	255, 500	290, 100	333, 800	380, 100	397, 100	422, 500			
51	256, 100	290, 800	335, 000	380, 800	397, 700	422, 700			
52	256, 600	291, 500	336, 200	381, 400	398, 400	423, 000			
53	257, 000	292, 000	337, 500	381, 800	398, 800	423, 300			
54	257, 400	292, 600	338, 500	382, 400	399, 400	423, 600			
55	257, 700	293, 200	339, 600	383, 000	400, 000	423, 900			
56	258, 000	293, 900	340, 700	383, 700	400, 500	424, 200			
57	258, 300	294, 500	341, 400	384, 000	400, 900	424, 400			
58	258, 600	295, 100	342, 300	384, 700	401, 500	424, 700			
59	258, 900	295, 700	343, 000	385, 400	402, 100	425, 000			
60	259, 200	296, 400	343, 800	386, 000	402, 600	425, 200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	259, 500	297, 000	344, 600	386, 300	403, 000	425, 400		
	62	259, 800	297, 600	345, 000	386, 800	403, 500	425, 700		
	63	260, 100	298, 200	345, 500	387, 400	404, 000	426, 000		
	64	260, 400	298, 700	346, 200	388, 000	404, 600	426, 200		
	65	260, 700	299, 200	347, 000	388, 300	404, 900	426, 400		
	66	261, 000	299, 800	347, 700	388, 900	405, 300	426, 700		
	67	261, 300	300, 300	348, 400	389, 600	405, 600	427, 000		
	68	261, 600	300, 900	349, 000	390, 200	406, 000	427, 200		
69	261, 900	301, 300	349, 500	390, 600	406, 300	427, 400			
70	262, 200	301, 800	350, 100	391, 100	406, 600	427, 700			
71	262, 500	302, 300	350, 600	391, 700	406, 900	428, 000			
72	262, 800	302, 900	351, 200	392, 300	407, 100	428, 200			
73	263, 100	303, 400	351, 500	392, 800	407, 300	428, 400			
74	263, 400	303, 800	352, 000	393, 400	407, 600				
75	263, 700	304, 100	352, 300	393, 800	407, 900				
76	264, 000	304, 400	352, 700	394, 100	408, 100				
77	264, 300	304, 600	353, 100	394, 500	408, 300				
78	264, 600	304, 900	353, 600	395, 000	408, 600				
79	264, 900	305, 100	354, 100	395, 400	408, 900				
80	265, 200	305, 400	354, 600	395, 800	409, 100				
81	265, 500	305, 600	354, 900	396, 200	409, 300				
82	265, 800	305, 800	355, 300	396, 700	409, 600				
83	266, 100	306, 100	355, 700	397, 100	409, 900				
84	266, 400	306, 300	356, 100	397, 500	410, 100				

85	266,800	306,600	356,400	397,800	410,300				
86	267,100	306,800	356,800						
87	267,400	307,100	357,200						
88	267,700	307,400	357,600						
89	268,000	307,700	357,800						
90	268,300	308,000	358,200						
91	268,600	308,300	358,600						
92	268,900	308,600	359,000						
93	269,200	308,800	359,200						
94		309,000	359,500						
95		309,300	359,900						
96		309,700	360,200						
97		309,900	360,600						
98		310,200	361,000						
99		310,500	361,400						
100		310,900	361,800						
101		311,100	362,300						
102		311,400	362,700						
103		311,700	363,100						
104		312,000	363,500						
105		312,200	364,000						
106		312,500	364,400						
107		312,800	364,700						
108		313,100	365,000						
109		313,300	365,400						
110		313,600							
111		314,000							
112		314,300							
113		314,500							
114		314,700							
115		315,000							
116		315,400							
117		315,600							
118		315,800							
119		316,100							
120		316,400							
121		316,700							
122		316,900							
123		317,200							
124		317,500							
125		317,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,900	228,500	270,400	291,000	306,700	333,000	376,000	410,500	463,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職

員を除く。

別表第2（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		1	213,600	260,600	333,600	390,600	466,200
		2	216,000	262,000	335,400	392,200	468,000
		3	218,300	263,400	337,200	393,600	469,800
		4	220,600	264,800	338,900	395,000	471,600
		5	222,800	266,200	340,500	396,400	473,300
		6	225,100	267,500	342,400	397,800	475,000
		7	227,300	268,700	344,300	399,300	476,900
		8	229,500	269,900	346,100	400,700	478,700
		9	231,700	271,200	347,900	402,000	480,400
		10	233,900	272,300	349,900	403,400	482,000
		11	236,200	273,400	351,700	404,900	483,600
		12	238,400	274,600	353,400	406,400	485,100
		13	240,600	275,900	355,100	407,700	486,700
		14	242,700	277,600	356,800	409,200	488,000
		15	244,800	279,300	358,300	410,700	489,400
		16	246,900	281,000	359,900	412,200	490,700
		17	249,000	282,700	361,600	413,600	491,900
		18	250,800	284,700	362,900	415,200	492,500
		19	252,500	286,900	364,100	416,800	493,100
		20	254,200	289,100	365,200	418,300	493,800
		21	255,900	291,300	366,500	419,500	494,400
		22	257,200	293,500	368,100	420,900	
		23	258,500	295,700	369,700	422,300	
		24	259,700	297,900	371,200	423,700	
		25	260,900	299,900	372,600	425,300	
		26	262,100	301,800	374,200	426,700	
		27	263,300	303,700	375,700	428,000	
		28	264,500	305,500	377,200	429,400	
		29	265,600	307,300	378,700	430,800	
		30	266,700	309,200	380,300	432,100	
		31	267,800	311,000	381,900	433,600	
		32	268,800	312,700	383,400	435,100	
		33	269,900	314,400	384,900	436,700	
		34	271,000	316,200	386,500	438,100	
		35	272,200	317,900	388,000	439,700	
		36	273,500	319,500	389,500	441,200	
		37	274,700	321,100	391,000	442,900	
		38	275,800	322,800	392,600	444,400	
		39	277,000	324,600	394,100	446,000	
		40	278,100	326,300	395,500	447,600	
		41	279,400	327,600	396,800	449,100	
		42	280,400	329,600	398,300	450,600	
		43	281,400	331,400	399,700	451,800	

	44	282,300	333,100	401,100	453,000	
	45	282,900	334,700	402,600	454,200	
	46	283,700	336,600	404,200	455,600	
	47	284,500	338,300	405,800	456,800	
	48	285,300	340,000	407,200	458,000	
	49	286,000	341,700	408,400	459,100	
	50	286,800	343,400	409,800	460,300	
	51	287,500	345,100	411,200	461,500	
	52	288,300	346,800	412,500	462,700	
	53	289,100	348,500	413,700	463,900	
	54	289,900	349,800	414,900	465,100	
	55	290,600	351,100	416,200	466,300	
	56	291,400	352,400	417,500	467,500	
	57	292,100	353,900	418,800	468,600	
	58	292,700	355,500	420,100	469,200	
	59	293,500	357,000	421,500	469,700	
	60	294,300	358,600	422,700	470,200	
	61	295,000	360,000	424,000	470,700	
	62	295,600	361,700	425,400		
	63	296,400	363,300	426,800		
	64	297,000	364,700	428,100		
	65	298,100	366,200	429,300		
	66	298,900	367,800	430,500		
	67	299,600	369,400	431,800		
	68	300,300	370,900	433,200		
	69	300,900	372,400	434,500		
	70	301,600	374,000	435,700		
	71	302,300	375,500	436,700		
	72	303,000	377,000	437,900		
	73	303,700	378,500	439,100		
	74	304,400	380,100	440,200		
	75	305,100	381,700	441,400		
定年 前再 任用	76	305,600	383,200	442,400		
短時 間勤	77	306,200	384,600	443,500		
務職 員以 外の 職員	78	306,800	386,000	444,500		
	79	307,500	387,400	445,500		
	80	308,100	388,700	446,500		
	81	308,600	390,000	447,400		
	82	309,200	391,400	448,200		
	83	309,900	392,800	449,000		
	84	310,600	394,100	449,800		
	85	311,200	395,200	450,500		
	86	312,000	396,600	450,900		
	87	312,700	397,900	451,300		
	88	313,300	399,200	451,700		
	89	314,000	400,400	452,100		
	90	314,800	401,700	452,400		
	91	315,600	402,800	452,700		
	92	316,400	404,000	452,900		
	93	316,900	405,200	453,200		
	94	317,700	406,300	453,500		

95	318, 500	407, 500	453, 800	
96	319, 300	408, 700	454, 000	
97	319, 900	410, 100	454, 200	
98	320, 600	411, 100	454, 500	
99	321, 400	412, 100	454, 900	
100	322, 100	413, 100	455, 100	
101	322, 900	414, 000	455, 300	
102	323, 700	415, 000	455, 600	
103	324, 600	416, 100	455, 900	
104	325, 400	417, 200	456, 100	
105	326, 000	417, 900	456, 300	
106	326, 800	418, 800		
107	327, 600	419, 700		
108	328, 400	420, 600		
109	329, 100	421, 400		
110	329, 600	422, 200		
111	329, 900	423, 000		
112	330, 400	423, 900		
113	330, 900	424, 500		
114	331, 300	425, 200		
115	331, 700	425, 900		
116	332, 100	426, 600		
117	332, 600	427, 200		
118	333, 100	427, 700		
119	333, 500	428, 000		
120	334, 000	428, 300		
121	334, 500	428, 600		
122	334, 900	428, 900		
123	335, 300	429, 200		
124	335, 800	429, 400		
125	336, 300	429, 600		
126	336, 600	429, 900		
127	336, 900	430, 200		
128	337, 200	430, 400		
129	337, 400	430, 600		
130	337, 700	430, 900		
131	338, 000	431, 200		
132	338, 200	431, 400		
133	338, 400	431, 600		
134	338, 600	431, 900		
135	338, 800	432, 200		
136	339, 100	432, 400		
137	339, 400	432, 600		
138	339, 600	432, 900		
139	339, 900	433, 200		
140	340, 200	433, 400		
141	340, 400	433, 600		
142	340, 600	433, 900		
143	340, 900	434, 200		
144	341, 100	434, 400		
145	341, 400	434, 600		

	146	341,600				
	147	341,900				
	148	342,200				
	149	342,400				
	150	342,600				
	151	342,900				
	152	343,200				
	153	343,400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円
	248,000	289,800	320,100	349,300	437,400	

備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級		2級		3級		4級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
	1	306,600		416,900		471,800		568,000	
	2	308,900		419,600		473,800		574,100	
	3	311,200		422,200		475,700		579,200	
	4	313,400		424,700		477,600		584,000	
	5	315,500		427,000		479,000		588,300	
	6	319,000		429,200		480,700		592,600	
	7	322,500		431,200		482,500		596,000	
	8	325,900		433,300		484,300		598,900	
	9	329,400		435,400		486,200		601,400	
	10	332,900		436,900		487,900		603,700	
	11	336,300		438,400		489,700			
	12	339,700		439,900		491,500			
	13	343,100		441,300		493,300			
	14	346,600		442,700		495,000			
	15	350,000		444,200		496,800			
	16	353,400		445,600		498,600			
	17	356,800		446,900		500,400			
	18	359,900		448,400		502,300			
	19	363,200		449,800		504,200			
	20	366,400		451,200		506,100			
	21	369,700		452,500		508,000			
	22	372,800		454,000		509,700			
	23	375,900		455,500		511,500			

	24	378,900	456,900	513,300	
	25	382,000	458,300	514,900	
	26	384,300	459,700	516,700	
	27	386,600	461,000	518,600	
	28	388,800	462,400	520,100	
	29	390,700	463,800	521,500	
	30	392,500	465,100	523,200	
	31	394,200	466,500	525,000	
	32	396,000	467,900	526,700	
	33	397,700	469,200	528,200	
	34	399,500	470,600	529,500	
	35	401,100	471,900	530,800	
	36	402,400	473,300	532,100	
	37	403,800	474,700	533,100	
	38	405,200	476,400	534,400	
	39	406,600	478,000	535,700	
定年 前再 任用	40	408,000	479,500	537,000	
短時 間勤	41	409,500	481,100	538,000	
務職	42	410,200	482,300	538,800	
員以 外の 職員	43	410,800	483,400	539,600	
	44	411,400	484,500	540,400	
	45	412,200	485,500	541,300	
	46	412,800	486,500	542,100	
	47	413,400	487,400	542,900	
	48	413,900	488,200	543,600	
	49	414,400	488,900	544,400	
	50	414,800	489,600	545,200	
	51	415,300	490,300	545,900	
	52	415,700	490,900	546,800	
	53	416,100	491,500	547,700	
	54	416,400	492,200	548,500	
	55	416,700	492,800	549,500	
	56	417,100	493,400	550,400	
	57	417,400	493,700	551,200	
	58	417,800	494,300	552,000	
	59	418,100	494,900	552,800	
	60	418,500	495,600	553,500	
	61	418,900	496,000	554,300	
	62	419,200	496,600	555,200	
	63	419,500	497,300	556,100	
	64	419,800	498,000	557,000	
	65	420,100	498,400	557,800	
	66		499,000	558,700	
	67		499,600	559,600	
	68		500,100	560,500	
	69		500,600	561,300	
	70		501,100	562,200	
	71		501,600	563,100	
	72		502,100	564,000	
	73		502,500	564,800	
	74		503,000		

75		503,400			
76		503,800			
77		504,300			
78		504,900			
79		505,400			
80		505,800			
81		506,300			
82		506,900			
83		507,500			
84		508,000			
85		508,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額				
	円	円	円	円	円
	313,900	357,600	414,100	490,100	

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号 給	給料月額						
	1	201,600	240,600	275,300	294,200	327,300	373,500	428,600	493,800
	2	203,700	241,900	276,100	295,000	328,700	375,200	430,500	495,200
	3	205,900	243,200	276,800	295,700	330,200	376,800	432,500	496,500
	4	208,000	244,500	277,600	296,400	331,600	378,400	434,300	497,800
	5	210,000	245,700	278,400	297,100	333,000	379,900	436,100	499,100
	6	212,000	246,800	279,200	297,900	334,600	381,500	437,700	500,500
	7	214,000	247,800	280,000	298,600	336,100	383,100	439,300	501,900
	8	215,800	248,700	280,700	299,300	337,600	384,700	440,800	503,100
	9	217,600	249,800	281,400	300,100	339,000	386,300	442,300	504,500
	10	219,500	250,900	282,200	300,800	340,600	388,300	443,600	505,800
	11	221,400	252,000	283,000	301,600	342,100	390,300	444,900	507,200
	12	223,500	253,200	283,800	302,200	343,600	392,400	446,200	508,600
	13	225,200	254,400	284,600	302,800	345,000	393,800	447,500	510,000
	14	227,200	255,600	285,400	303,900	346,600	395,500	448,700	511,100
	15	229,400	256,800	286,100	305,000	348,100	397,200	449,900	512,200
	16	231,500	257,900	286,900	306,200	349,600	398,900	451,000	513,400
	17	233,600	258,900	287,700	307,300	351,100	400,600	452,200	514,500
	18	234,700	259,900	288,500	308,500	352,700	402,100	453,300	515,400
	19	235,800	261,000	289,300	309,600	354,300	403,600	454,500	516,300
	20	236,900	262,000	290,000	310,800	355,800	405,100	455,800	517,200
	21	238,000	263,100	290,800	312,000	357,100	406,400	456,900	518,300
	22	238,800	264,000	291,700	313,200	358,600	407,700	457,700	
	23	239,700	264,800	292,600	314,400	360,100	409,000	458,100	
	24	240,500	265,600	293,300	315,500	361,700	410,100	458,800	
	25	241,400	266,400	294,000	316,700	363,100	411,200	459,300	
	26	242,300	267,300	294,900	317,900	364,600	412,300	459,700	
	27	243,200	268,100	295,800	319,000	366,100	413,400	460,100	

	28	244,100	268,900	296,500	320,200	367,500	414,500	460,500		
	29	244,900	269,600	297,300	321,400	368,900	415,300	460,900		
	30	245,700	270,400	298,400	322,600	370,500	416,100	461,300		
	31	246,400	271,200	299,300	323,800	371,900	416,800	461,600		
	32	247,200	272,000	300,300	325,000	373,400	417,600	461,900		
	33	247,900	272,800	301,300	326,100	374,600	418,000	462,200		
	34	248,500	273,600	302,400	327,200	375,700	418,600	462,500		
	35	249,200	274,200	303,400	328,400	376,900	419,100	462,800		
	36	249,900	275,000	304,300	329,700	378,000	419,500	463,100		
	37	250,600	275,900	305,300	330,900	379,000	419,900	463,400		
	38	251,200	276,700	306,300	332,100	379,800	420,100			
	39	251,800	277,500	307,300	333,400	380,700	420,400			
	40	252,400	278,200	308,300	334,600	381,800	420,700			
	41	253,000	278,900	309,200	335,500	382,800	421,000			
	42	253,600	279,700	310,400	336,700	383,800	421,300			
	43	254,200	280,500	311,500	337,900	384,800	421,600			
	44	254,700	281,200	312,600	339,100	385,700	421,900			
	45	255,100	281,900	313,600	340,000	386,500	422,100			
	46	255,700	282,700	314,700	341,000	387,300	422,400			
	47	256,100	283,500	315,800	342,000	388,200	422,700			
	48	256,500	284,200	316,800	342,900	389,000	423,000			
	49	256,900	284,900	317,900	343,800	389,500	423,300			
	50	257,400	285,600	318,900	344,700	390,300	423,500			
	51	257,900	286,200	320,000	345,700	391,100	423,800			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	52	258,400	286,900	321,100	346,600	392,000	424,100			
	53	258,700	287,600	322,100	347,100	392,400	424,300			
	54	259,000	288,200	323,100	348,000	393,100				
	55	259,300	288,900	324,100	348,700	393,800				
	56	259,600	289,500	325,100	349,600	394,400				
	57	259,900	290,200	326,000	350,300	394,800				
	58	260,200	290,900	327,000	350,600	395,300				
	59	260,500	291,600	328,000	351,000	395,900				
	60	260,800	292,200	328,900	351,600	396,500				
	61	261,100	292,700	329,900	352,200	396,900				
	62	261,400	293,300	330,600	352,900	397,400				
	63	261,700	294,000	331,300	353,600	397,900				
	64	262,000	294,600	331,900	354,200	398,400				
	65	262,300	295,100	332,500	354,900	399,000				
	66	262,600	295,700	333,200	355,400	399,500				
	67	262,900	296,400	333,800	356,000	400,100				
	68	263,200	297,000	334,400	356,600	400,700				
	69	263,500	297,600	335,000	356,900	401,200				
	70	263,800	298,300	335,200	357,400	401,700				
	71	264,100	298,900	335,600	357,800	402,100				
	72	264,300	299,500	336,100	358,300	402,500				
	73	264,500	300,100	336,700	358,800	402,800				
	74	264,800	300,600	337,200	359,300	403,300				
	75	265,100	301,000	337,700	359,800	403,700				
	76	265,300	301,400	338,100	360,200	404,100				
	77	265,500	301,700	338,700	360,600	404,500				
	78	265,800	302,000	339,200	360,900					

	79	266,100	302,200	339,600	361,100				
	80	266,300	302,500	340,100	361,400				
	81	266,600	302,800	340,600	361,900				
	82	266,900	303,000	340,900	362,200				
	83	267,200	303,300	341,100	362,500				
	84	267,400	303,600	341,400	362,800				
	85	267,600	303,800	341,800	363,200				
	86		304,000	342,200	363,500				
	87		304,200	342,500	363,800				
	88		304,400	342,800	364,100				
	89		304,800	343,100	364,500				
	90		305,000	343,300	364,800				
	91		305,200	343,700	365,000				
	92		305,400	344,000	365,300				
	93		305,800	344,200	365,600				
	94		306,000	344,500	366,000				
	95		306,200	344,800	366,400				
	96		306,500	345,000	366,800				
	97		306,800	345,200	367,300				
	98		307,000	345,500	367,700				
	99		307,200	345,800	368,100				
	100		307,500	346,000	368,500				
	101		307,800	346,200	369,000				
	102		308,000	346,400					
	103		308,200	346,800					
	104		308,500	347,000					
	105		308,800	347,200					
	106			347,500					
	107			347,900					
	108			348,300					
	109			348,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		201,900	228,600	258,100	272,200	298,800	341,100	384,600	449,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		号 級	給料月額	号 級	給料月額	号 級	給料月額	号 級	給料月額	号 級	給料月額	号 級	給料月額	号 級	給料月額
			円		円		円		円		円		円		円
	1	222,400	255,500	294,800	308,300	331,900	374,600	429,900							
	2	224,300	257,600	295,300	308,800	332,900	376,300	432,100							
	3	226,100	259,800	295,800	309,300	333,900	378,000	434,300							
	4	227,800	262,000	296,300	309,800	334,800	379,700	436,400							
	5	229,500	264,200	296,700	310,300	335,800	381,500	438,300							
	6	231,400	265,200	297,200	310,800	337,000	383,500	440,200							
	7	233,200	266,000	297,700	311,400	338,200	385,500	442,000							

	8	234,900	267,000	298,200	311,800	339,400	387,500	443,900	
	9	236,700	267,800	298,600	312,300	340,300	389,200	445,600	
	10	238,600	268,900	299,100	312,800	341,500	391,300	447,200	
	11	240,500	270,000	299,600	313,400	342,600	393,500	449,000	
	12	242,400	270,900	300,100	313,900	343,700	395,500	450,600	
	13	244,200	271,700	300,500	314,300	344,700	397,400	451,900	
	14	246,200	272,400	301,000	314,900	345,800	399,000	453,200	
	15	248,200	273,100	301,400	315,600	346,900	400,800	454,900	
	16	250,200	273,900	301,900	316,200	348,000	402,600	456,500	
	17	252,200	275,000	302,400	316,800	349,100	404,300	458,200	
	18	254,200	275,900	302,800	317,700	350,200	406,000	459,800	
	19	256,300	276,800	303,300	318,500	351,300	408,000	461,300	
	20	258,300	277,700	303,700	319,400	352,400	409,700	462,700	
	21	260,200	278,700	304,200	320,200	353,500	411,400	463,800	
	22	261,400	279,700	304,600	321,100	354,700	413,100	465,100	
	23	262,500	280,600	305,100	322,000	355,800	414,900	466,400	
	24	263,600	281,600	305,500	322,800	356,900	416,700	467,900	
	25	264,700	282,400	306,000	323,600	357,900	418,300	468,900	
	26	265,500	283,300	306,600	324,400	359,200	420,000	469,500	
	27	266,400	284,200	307,300	325,300	360,600	421,800	470,200	
	28	267,300	285,100	308,000	326,200	361,900	423,700	470,800	
	29	268,100	286,100	308,700	326,900	363,100	425,200	471,700	
	30	268,800	286,800	309,400	328,000	364,600	426,700	472,400	
	31	269,500	287,500	310,100	329,100	366,100	428,200	473,200	
	32	270,200	288,200	310,900	330,200	367,600	429,500	474,000	
	33	271,000	288,800	311,600	331,300	368,800	430,700	474,700	
	34	271,600	289,400	312,400	332,300	370,300	431,800	475,400	
	35	272,200	289,900	313,100	333,400	371,700	433,000	476,100	
	36	272,700	290,300	313,800	334,500	373,100	434,200	476,900	
	37	273,300	290,700	314,500	335,600	374,500	435,500	477,700	
	38	274,000	291,300	315,300	336,700	375,500	436,600	478,500	
	39	274,700	291,800	316,100	337,800	376,900	437,800	479,200	
	40	275,400	292,200	316,900	338,900	378,200	439,000	479,900	
	41	276,100	292,600	317,500	339,700	379,500	440,200	480,700	
	42	276,700	293,100	318,400	340,800	380,900	441,200		
	43	277,400	293,500	319,400	341,900	382,200	442,300		
	44	278,000	294,000	320,300	342,900	383,500	443,400		
	45	278,800	294,500	321,100	343,800	385,000	444,400		
	46	279,500	294,900	322,100	344,700	386,200	444,900		
	47	280,200	295,400	323,100	345,700	387,300	445,400		
	48	280,800	295,800	324,000	346,700	388,500	445,800		
	49	281,300	296,300	324,900	347,900	389,600	446,400		
	50	281,800	296,700	325,800	349,200	390,500	446,900		
	51	282,200	297,200	326,800	350,400	391,500	447,300		
	52	282,600	297,700	327,800	351,600	392,500	447,800		
	53	282,900	298,200	328,600	352,500	393,100	448,300		
	54	283,400	298,600	329,600	353,700	393,900	448,700		
	55	283,800	299,100	330,600	354,800	394,700	449,000		
	56	284,200	299,500	331,500	356,100	395,500	449,300		
	57	284,600	300,000	332,400	357,100	396,200	449,700		
	58	285,000	300,700	333,300	358,000	396,900			

	59	285,300	301,400	334,300	359,100	397,600		
	60	285,600	302,100	335,200	360,300	398,200		
	61	286,000	302,800	336,100	361,500	398,800		
	62	286,400	303,700	337,200	362,700	399,400		
	63	286,800	304,600	338,400	363,900	400,100		
	64	287,100	305,300	339,600	364,900	400,700		
	65	287,400	306,000	340,300	365,900	401,400		
	66	287,800	306,900	341,400	366,900	401,900		
	67	288,200	307,700	342,500	368,000	402,500		
	68	288,500	308,500	343,400	369,100	403,000		
	69	288,900	309,200	344,500	369,900	403,400		
	70	289,400	310,100	345,200	371,000	404,000		
	71	289,800	311,000	346,300	372,100	404,400		
	72	290,100	311,800	347,400	373,100	404,700		
	73	290,500	312,700	348,500	373,800	405,000		
	74	291,000	313,500	349,700	374,600	405,500		
	75	291,500	314,400	350,800	375,400	405,900		
	76	292,000	315,300	351,900	376,100	406,200		
	77	292,500	316,100	353,000	376,700	406,500		
	78	293,000	317,000	354,100	377,200	407,000		
	79	293,600	318,000	355,100	377,700	407,500		
	80	294,000	318,900	356,200	378,200	407,900		
	81	294,500	319,400	357,100	378,800	408,200		
	82	294,900	320,200	358,100	379,300	408,600		
	83	295,400	321,100	359,000	379,800	409,100		
定年 前再 任用	84	295,900	321,900	360,000	380,300	409,500		
短時 間勤	85	296,300	322,700	361,000	380,700	409,900		
務職 員以 外の 職員	86	296,700	323,600	361,800	381,100			
	87	297,200	324,600	362,600	381,700			
	88	297,700	325,600	363,400	382,200			
	89	298,200	326,500	364,000	382,500			
	90	298,700	327,500	364,600	383,000			
	91	299,200	328,500	365,200	383,300			
	92	299,700	329,600	365,800	383,600			
	93	300,200	330,400	366,200	384,200			
	94	300,600	331,100	366,600	384,700			
	95	301,100	331,800	367,100	385,200			
	96	301,700	332,400	367,500	385,700			
	97	302,300	332,900	368,000	386,300			
	98	302,800	333,200	368,400	386,800			
	99	303,300	333,700	368,900	387,300			
	100	303,800	334,300	369,300	387,700			
	101	304,200	334,700	369,600	388,300			
	102	304,700	335,200	370,100	388,800			
	103	305,100	335,800	370,400	389,300			
	104	305,500	336,300	370,700	389,800			
	105	305,900	336,700	371,100	390,400			
	106	306,300	337,200	371,600	390,800			
	107	306,700	337,700	372,100	391,300			
	108	307,000	338,200	372,600	391,800			
	109	307,200	338,600	373,100	392,500			

110	307, 500	338, 900	373, 600			
111	307, 700	339, 200	374, 100			
112	308, 000	339, 500	374, 500			
113	308, 300	339, 800	374, 900			
114	308, 500	340, 200	375, 300			
115	308, 800	340, 500	375, 800			
116	309, 000	340, 800	376, 300			
117	309, 300	341, 000	376, 700			
118	309, 500	341, 300	377, 200			
119	309, 800	341, 600	377, 700			
120	310, 100	341, 800	378, 200			
121	310, 400	342, 000	378, 500			
122	310, 700	342, 300				
123	311, 000	342, 600				
124	311, 300	342, 900				
125	311, 500	343, 100				
126	311, 700	343, 400				
127	312, 000	343, 700				
128	312, 400	343, 900				
129	312, 600	344, 100				
130	312, 900	344, 300				
131	313, 200	344, 600				
132	313, 600	344, 800				
133	313, 800	345, 100				
134	314, 100	345, 500				
135	314, 400	345, 900				
136	314, 700	346, 300				
137	314, 900	346, 600				
138	315, 200	347, 000				
139	315, 500	347, 400				
140	315, 800	347, 800				
141	316, 000	348, 100				
142	316, 300	348, 500				
143	316, 700	348, 800				
144	317, 000	349, 200				
145	317, 200	349, 500				
146	317, 400	349, 900				
147	317, 700	350, 300				
148	318, 000	350, 700				
149	318, 200	351, 000				
150	318, 400	351, 400				
151	318, 700	351, 800				
152	319, 000	352, 200				
153	319, 400	352, 500				
154	319, 600					
155	319, 800					
156	320, 100					
157	320, 400					
158	320, 700					
159	321, 000					
160	321, 300					

	161	321,700						
	162	322,000						
	163	322,300						
	164	322,600						
	165	323,000						
	166	323,300						
	167	323,600						
	168	323,900						
	169	324,300						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円						
		249,600	270,600	278,200	289,000	306,100	344,700	390,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 会計年度任用職員給料表（第3条関係）

職の種別	行政職	教育職	医療職(1)	医療職(2)		医療職(3)	
職務の級	1級	1級	1級	1級	2級	1級	2級
号 級	給料月額 円						
1	196,400	213,600	306,600	201,600	240,600	222,400	255,500
2	197,500	216,000	308,900	203,700	241,900	224,300	257,600
3	198,700	218,300	311,200	205,900	243,200	226,100	259,800
4	199,800	220,600	313,400	208,000	244,500	227,800	262,000
5	200,900	222,800	315,500	210,000	245,700	229,500	264,200
6	202,600	225,100	319,000	212,000	246,800	231,400	265,200
7	204,300	227,300	322,500	214,000	247,800	233,200	266,000

8	205,900	229,500	325,900	215,800	248,700	234,900	267,000
9	207,400	231,700	329,400	217,600	249,800	236,700	267,800
10	209,100	233,900	332,900	219,500	250,900	238,600	268,900
11	210,700	236,200	336,300	221,400	252,000	240,500	270,000
12	212,300	238,400	339,700	223,500	253,200	242,400	270,900
13	213,800	240,600	343,100	225,200	254,400	244,200	271,700
14	215,500	242,700	346,600	227,200	255,600	246,200	272,400
15	217,200	244,800	350,000	229,400	256,800	248,200	273,100
16	218,900	246,900	353,400	231,500	257,900	250,200	273,900
17	220,100	249,000	356,800	233,600	258,900	252,200	275,000
18	221,700	250,800	359,900	234,700	259,900	254,200	275,900
19	223,300	252,500	363,200	235,800	261,000	256,300	276,800
20	224,800	254,200	366,400	236,900	262,000	258,300	277,700
21	226,300	255,900	369,700	238,000	263,100	260,200	278,700
22	227,900	257,200	372,800	238,800	264,000	261,400	279,700
23	229,500	258,500	375,900	239,700	264,800	262,500	280,600
24	231,100	259,700	378,900	240,500	265,600	263,600	281,600
25	232,700	260,900	382,000	241,400	266,400	264,700	282,400
26	234,400	262,100	384,300	242,300	267,300	265,500	283,300
27	235,800	263,300	386,600	243,200	268,100	266,400	284,200
28	237,100	264,500	388,800	244,100	268,900	267,300	285,100
29	238,400	265,600	390,700	244,900	269,600	268,100	286,100
30	239,500	266,700	392,500	245,700	270,400	268,800	286,800
31	240,600	267,800	394,200	246,400	271,200	269,500	287,500
32	241,700	268,800	396,000	247,200	272,000	270,200	288,200
33	242,800	269,900	397,700	247,900	272,800	271,000	288,800
34	243,700	271,000	399,500	248,500	273,600	271,600	289,400
35	244,600	272,200	401,100	249,200	274,200	272,200	289,900
36	245,600	273,500	402,400	249,900	275,000	272,700	290,300
37	246,600	274,700	403,800	250,600	275,900	273,300	290,700
38	247,500	275,800	405,200	251,200	276,700	274,000	291,300
39	248,400	277,000	406,600	251,800	277,500	274,700	291,800
40	249,200	278,100	408,000	252,400	278,200	275,400	292,200
41	250,000	279,400	409,500	253,000	278,900	276,100	292,600
42	250,700	280,400	410,200	253,600	279,700	276,700	293,100
43	251,300	281,400	410,800	254,200	280,500	277,400	293,500
44	251,900	282,300	411,400	254,700	281,200	278,000	294,000
45	252,600	282,900	412,200	255,100	281,900	278,800	294,500
46	253,200	283,700	412,800	255,700	282,700	279,500	294,900
47	253,800	284,500	413,400	256,100	283,500	280,200	295,400
48	254,400	285,300	413,900	256,500	284,200	280,800	295,800
49	254,900	286,000	414,400	256,900	284,900	281,300	296,300
50	255,500	286,800	414,800	257,400	285,600	281,800	296,700
51	256,100	287,500	415,300	257,900	286,200	282,200	297,200
52	256,600	288,300	415,700	258,400	286,900	282,600	297,700
53	257,000	289,100	416,100	258,700	287,600	282,900	298,200
54	257,400	289,900	416,400	259,000	288,200	283,400	298,600
55	257,700	290,600	416,700	259,300	288,900	283,800	299,100

56	258,000	291,400	417,100	259,600	289,500	284,200	299,500
57	258,300	292,100	417,400	259,900	290,200	284,600	300,000
58	258,600	292,700	417,800	260,200	290,900	285,000	300,700
59	258,900	293,500	418,100	260,500	291,600	285,300	301,400
60	259,200	294,300	418,500	260,800	292,200	285,600	302,100
61	259,500	295,000	418,900	261,100	292,700	286,000	302,800
62	259,800	295,600	419,200	261,400	293,300	286,400	303,700
63	260,100	296,400	419,500	261,700	294,000	286,800	304,600
64	260,400	297,000	419,800	262,000	294,600	287,100	305,300
65	260,700	298,100	420,100	262,300	295,100	287,400	306,000
66	261,000	298,900		262,600	295,700	287,800	306,900
67	261,300	299,600		262,900	296,400	288,200	307,700
68	261,600	300,300		263,200	297,000	288,500	308,500
69	261,900	300,900		263,500	297,600	288,900	309,200
70	262,200	301,600		263,800	298,300	289,400	310,100
71	262,500	302,300		264,100	298,900	289,800	311,000
72	262,800	303,000		264,300	299,500	290,100	311,800
73	263,100	303,700		264,500	300,100	290,500	312,700
74	263,400	304,400		264,800	300,600	291,000	313,500
75	263,700	305,100		265,100	301,000	291,500	314,400
76	264,000	305,600		265,300	301,400	292,000	315,300
77	264,300	306,200		265,500	301,700	292,500	316,100
78	264,600	306,800		265,800	302,000	293,000	317,000
79	264,900	307,500		266,100	302,200	293,600	318,000
80	265,200	308,100		266,300	302,500	294,000	318,900
81	265,500	308,600		266,600	302,800	294,500	319,400
82	265,800	309,200		266,900	303,000	294,900	320,200
83	266,100	309,900		267,200	303,300	295,400	321,100
84	266,400	310,600		267,400	303,600	295,900	321,900
85	266,800	311,200		267,600	303,800	296,300	322,700
86	267,100	312,000			304,000	296,700	323,600
87	267,400	312,700			304,200	297,200	324,600
88	267,700	313,300			304,400	297,700	325,600
89	268,000	314,000			304,800	298,200	326,500
90	268,300	314,800			305,000	298,700	327,500
91	268,600	315,600			305,200	299,200	328,500
92	268,900	316,400			305,400	299,700	329,600
93	269,200	316,900			305,800	300,200	330,400
94		317,700			306,000	300,600	331,100
95		318,500			306,200	301,100	331,800
96		319,300			306,500	301,700	332,400
97		319,900			306,800	302,300	332,900
98		320,600			307,000	302,800	333,200
99		321,400			307,200	303,300	333,700
100		322,100			307,500	303,800	334,300
101		322,900			307,800	304,200	334,700
102		323,700			308,000	304,700	335,200
103		324,600			308,200	305,100	335,800

104		325, 400			308, 500	305, 500	336, 300
105		326, 000		308, 800	305, 900	336, 700	
106		326, 800			306, 300	337, 200	
107		327, 600			306, 700	337, 700	
108		328, 400			307, 000	338, 200	
109		329, 100			307, 200	338, 600	
110		329, 600			307, 500	338, 900	
111		329, 900			307, 700	339, 200	
112		330, 400			308, 000	339, 500	
113		330, 900			308, 300	339, 800	
114		331, 300			308, 500	340, 200	
115		331, 700			308, 800	340, 500	
116		332, 100			309, 000	340, 800	
117		332, 600			309, 300	341, 000	
118		333, 100			309, 500	341, 300	
119		333, 500			309, 800	341, 600	
120		334, 000			310, 100	341, 800	
121		334, 500			310, 400	342, 000	
122		334, 900			310, 700	342, 300	
123		335, 300			311, 000	342, 600	
124		335, 800			311, 300	342, 900	
125		336, 300			311, 500	343, 100	
126		336, 600			311, 700	343, 400	
127		336, 900			312, 000	343, 700	
128		337, 200			312, 400	343, 900	
129		337, 400			312, 600	344, 100	
130		337, 700			312, 900	344, 300	
131		338, 000			313, 200	344, 600	
132		338, 200			313, 600	344, 800	
133		338, 400			313, 800	345, 100	
134		338, 600			314, 100	345, 500	
135		338, 800			314, 400	345, 900	
136		339, 100			314, 700	346, 300	
137		339, 400			314, 900	346, 600	
138		339, 600			315, 200	347, 000	
139		339, 900			315, 500	347, 400	
140		340, 200			315, 800	347, 800	
141		340, 400			316, 000	348, 100	
142		340, 600			316, 300	348, 500	
143		340, 900			316, 700	348, 800	
144		341, 100			317, 000	349, 200	
145		341, 400			317, 200	349, 500	
146		341, 600			317, 400	349, 900	
147		341, 900			317, 700	350, 300	
148		342, 200			318, 000	350, 700	
149		342, 400			318, 200	351, 000	
150		342, 600			318, 400	351, 400	
151		342, 900			318, 700	351, 800	

152		343,200			319,000	352,200
153		343,400			319,400	352,500
154					319,600	
155					319,800	
156					320,100	
157					320,400	
158					320,700	
159					321,000	
160					321,300	
161					321,700	
162					322,000	
163					322,300	
164					322,600	
165					323,000	
166					323,300	
167					323,600	
168					323,900	
169					324,300	

備考

- 1 この表及び別表第2において「行政職」とは、他の職の種別に属さない全てのフルタイム会計年度任用職員をいう。ただし、第33条及び第34条に規定する職員を除く。
- 2 この表及び別表第2において「教育職」とは、金沢市立工業高等学校に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手その他これらに準ずる業務に従事するものをいう。
- 3 この表及び別表第2において「医療職(1)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、医師及び歯科医師であるものをいう。
- 4 この表及び別表第2において「医療職(2)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、薬剤師、栄養士その他市長が定めるものをいう。
- 5 この表及び別表第2において「医療職(3)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、保健師、看護師その他市長が定めるものをいう。

(金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「393,000」を「406,000」に、「441,000」を「456,000」に、「493,000」を「510,000」に、「556,000」を「576,000」に、「636,000」を「657,000」に、「742,000」を「767,000」に、「866,000」を「896,000」に改める。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第5条 金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の

88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「改正後の職員給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項、次項及び次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与条例第21条第2項及び第3項（これらの規定を改正後の会計年度任用職員給与条例第16条第1項及び第30条第1項において準用する場合を含む。）並びに第22条第2項（改正後の会計年度任用職員給与条例第16条の2第1項及び第30条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

3 前項本文の規定にかかわらず、市長が別に定める会計年度任用職員については、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与条例の規定、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定及び第4条の規定による改正前の金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与条例の規定、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提案の趣旨

令和7年人事院勧告及び石川県人事委員会勧告を考慮し、本市職員の給与を改定する。

議案第47号

金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について

金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「である者」の次に「（指導改善研修被認定者（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者をいう。第3項及び第6条第2項において同じ。）を除く。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第3項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

第6条第2項中「教育職員」の次に「（指導改善研修被認定者を除く。）」を加える。
附則に次の1項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条の5第2項中「8,000円」を「8,600円」に改め、「の別」の次に「並びに次に掲げる校務の種類」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 学級を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

別表第2の備考第2項中「4級」の次に「又は5級」を加え、「この表の額に7,700円」を「その職務の級が4級である職員にあってはこの表の額に11,500円を、その職務の級が5級である職員にあってはこの表の額に3,800円」に、「加算した」を「加算して得た」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第2号中「7,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって同日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額の支給並びに職員の給与に関する条例の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第1条の規定による改正後の金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正等に伴い、教職調整額及び校長、副校長等に係る給料月額への加算額の引上げ等を行う。

議案第48号

金沢市手数料条例の一部改正について

金沢市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第110号の3の4の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、
同表第110号の3の5の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第49号

金沢市印鑑条例の一部改正について

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例

金沢市印鑑条例（平成8年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「の備考欄」を削る。

第6条第2項中「登録すべき事項のうち、前項各号に掲げる事項については、磁気ディスクをもって調製することができる」を「については、磁気ディスクをもって調製するものとする」に改める。

第13条第2項中「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）」を削り、同条第4項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行の際現に存する印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものを第5条の規定により確認された印鑑登録の申請に係る印影とみなし、当該磁気ディスクに記録した印影を改正後の第6条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製することができる。

提案の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行による印鑑に関する証明書の交付に関する事務等の地方公共団体情報システムへの移行に伴い、印鑑登録原票に関する規定等を整備する。

議案第50号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

金沢市長　村山　卓

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査
-----------------------------	--------------------------------------

第26条中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

第28条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第30条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」とい

う。) の資格を有する者

第38条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第39条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第57条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第58条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第97条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第98条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第105条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第106条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第107条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第108条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第119条第2項第2号中「(昭和23年厚生省令第11号)」を削る。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診

断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

(金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第3号中「幼児（」の次に「第30条第2項の表及び」を加える。

第30条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

第44条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第6条第3項の表の備考第1項中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

第14条第1項中「第11条から第13条まで」を「第11条、第13条」に改め、同項の表第

12条の項を削る。

(金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正)

第7条 金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第8条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

（金沢市児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 金沢市児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第3号の次に次の1号を加える。

（3）の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

（金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め

る。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、第16条第2項及び第26条の改正規定に限る。）、第2条から第8条まで、第9条（金沢市児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第22条の改正規定を除く。）及び第10条（金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）に限る。）の規定 公布の日

(2) 第10条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和8年4月1日

提案の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を乳児院の長の任用要件に追加する規定等を整備する。

議案第51号

金沢市火災予防条例の一部改正について

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の29条の7）」を
第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

2—第29条の7）

に改める。

」

第29条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林

野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条の見出し中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条第2号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、同項の規定による届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

2 金沢市森林等の火入れに関する条例（昭和59年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 強風注意報が行われた場合

(2) 乾燥注意報が行われた場合

(3) 林野火災に関する注意報（金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）第29条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報をいう。）が発せられた場合

(4) 火災に関する警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）が発せられた場合

第14条第2項中「強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令された」を「前項各号のいずれかに該当する」に改める。

提案の趣旨

林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報を新設するとともに、当該注意報の発令中における火の使用の制限に関する規定等を整備する。

議案第52号

工事請負契約の締結について

粟崎地区液状化防止対策工事（1－1工区）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山卓

工事名	金額	工事場所	契約者
粟崎地区液状化 防止対策工事 (1－1工区)	363,000,000円	金沢市 粟崎町 地内	丸善・金剛特定建設工事共同企業体 代表者 金沢市粟崎町5丁目176番地3 丸善建設株式会社 代表取締役 広岡 克則 金沢市大野町4丁目レ40番地172 金剛建設株式会社 代表取締役 金岡 幸子

議案第53号

財産の取得について

金沢市北部共同調理場学校給食用機器として、次のとおり財産を取得する。

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山 卓

取得する財産	取得する予定価格	契約の相手方
学校給食用洗浄システム機器	60,170,000円	金沢市問屋町3丁目11番地 株式会社 マルナカ商会 代表取締役 諸橋 良次

議案第54号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和7年12月2日提出

金沢市長 村山卓

路線名	起点及び終点					重要な経過地
米丸16号	黒田	1	丁目	208番	3先から	
黒田1丁目線27号	黒田	1	丁目	208番	7先まで	
三馬17号	泉本町	1	丁目	136番	3先から	
泉本町1丁目線32号	泉本町	1	丁目	134番	1先まで	

議案第55号

石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、金沢市、かほく市、津幡町及び内灘町並びに白山野々市広域事務組合と消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、次のとおり規約を定め、石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会を設けるものとする。

令和7年12月2日提出

金沢市長　村山　卓

石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の期待と信頼に応える消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける団体）

第3条 協議会は、金沢市、かほく市、津幡町及び内灘町並びに白山野々市広域事務組合（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、関係団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行するものとする。

2 前項に基づき管理し、及び執行した事務は、関係団体が行ったものとして、その責任を有する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、金沢市泉本町7丁目9番地2金沢市消防局内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長1人、副会長4人及び委員5人（以下これらを「委員等」という。）をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、それぞれ関係団体の長が協議により定めた関係団体の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係団体の消防職員のうちから、関係団体の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係団体間の配分については、関係団体の消防長が協議により、これを定める。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防吏員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、会議を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長がこれを招集する。

2 委員等の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、委員等の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会がその担任する事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、特に定める場合を除き、当該事務に関する金沢市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係団体の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 金沢市は、協議会の担任する事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、関係団体（金沢市を除く。次項及び次条第3項において同じ。）と協議しなければならない。

3 金沢市長は、協議会の担任する事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を関係団体の長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第15条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する経費は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 関係団体は、前項の規定による負担金を金沢市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議して取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する金沢市の条例等を関係団体の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところによ

り行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係団体の長が協議して定める。

(協議会の規程)

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項について規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

報告第30号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令 和 7 年 1 2 月 2 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

専 決 番 号 及 び 専 決 日	理 由	賠 償 す る 相 手 方	金 額	左のうち保険で 補 填 さ れ る 金 額
令和7年度第17号 令和7年9月18日	市所有自動車 に よ る 交 通 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	205,700円	205,700円
令和7年度第18号 令和7年9月18日	市所有自動車 に よ る 交 通 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	21,285円	21,285円
令和7年度第19号 令和7年9月22日	市所有自動車 に よ る 交 通 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	406,109円	406,109円
令和7年度第20号 令和7年10月10日	市所有自動車 に よ る 交 通 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	181,500円	181,500円
令和7年度第21号 令和7年10月21日	市所有自動車 に よ る 交 通 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	27,288円	27,288円
令和7年度第22号 令和7年10月29日	金沢市猿芸術 交 流 スタジオ に お け る 事 故	[REDACTED] [REDACTED]	17,000円	17,000円